

平成30年度震災復興発信映像制作業務委託に係る質問事項への回答

(平成30年5月15日時点 ※No.11～No.17を更新)

No.	質問事項	回答
1	<p>仕様書6【業務内容】 (2)ーウ 用途にて、熊本市のウェブサイトでの掲載の中で「動画配信サイト等」とありますが、具体的にどのサイトかを示してください。</p>	<p>熊本市公式ホームページへの公開にあたっての、動画配信サイト「youtube」への掲載の経由(熊本市ホームページにリンクを貼り付ける)、「facebook」への投稿又は事業所独自のチャンネルを活用した配信等による広報発信を想定している。</p>
2	<p>仕様書7【成果品企画・仕様等】 (3)マスターデータにコピーガードを施さないとありますが、具体的にどのような用途を想定してこの仕様を定めているのでしょうか？</p>	<p>以下のような用途を想定している。 ・DVDの増版 ・庁内ネットワーク環境内での保存、閲覧</p>
3	<p>仕様書7【成果品企画・仕様等】 (4)編集前の映像素材とありますが、「編集前」とはどの時点を想定されているのでしょうか。撮影した映像素材そのものを指しているのでしょうか？また、その素材はどのような用途で必要なのでしょうか？</p>	<p>受託者が本業務の履行に伴い、新たに撮影した映像素材並びに受託者又は第三者が権利を有している素材(著作権処理済のもの)そのもの及びナレーション・テロップを施す前の映像のみの素材を想定している。 使途としては、「平成30年度震災復興発信映像制作業務基本仕様書」6(2)ウに記載する用途への活用にあたり、外国語版の追加、テロップの修正、映像の短編化・差替・追加等の対応が想定される。</p>
4	<p>仕様書8【著作権及び秘密保持に係る留意事項】 (1)「受託者は委託者に無断でこれらの使用、貸与及び公表等を行ってはならない。」とありますが、これは契約後に撮影した素材にのみ適用されるという認識でよろしいのでしょうか？</p>	<p>成果品及び受託者が本業務の履行に伴い、新たに撮影した映像素材に適用される。</p>
5	<p>No.4に関連して、契約後に放送用に取材した映像を本件で使用する場合は、どのような考え方になるのでしょうか？</p>	<p>編集案・構成案作成後に、編集案・構成案に基づき撮影した素材については、本業務の履行に伴い、新たに撮影した映像素材となるため、同じ撮影対象について、放送と本業務の両方で使用する必要がある場合には、撮影に際し、放送用と本業務用を明確に区別しておくこと。</p>
6	<p>仕様書8【著作権及び秘密保持に係る留意事項】 (3)著作権については、受託者の責任において権利関係を処理しますが、肖像権等についてはどのようにお考えでしょうか？使用用途や公開箇所によっては映像制作段階で配慮が必要になると考えています。</p>	<p>「平成30年度震災復興発信映像制作業務 基本仕様書」6(1)イ及び9(6)に記載のとおり。 なお、収集した映像を使用する場合において、肖像権等を侵害する恐れがある場合には、受託者において、事前に被写体または所有者等に許可を得るか、個人等が特定されないよう処理を行うこと。</p>
7	<p>提案書に記載する同種業務の実績について、成果物の活用に関する独自提案についても過去実績を示す必要がありますか？</p>	<p>「提案書等作成要領」2(5)の提案書に記載すべき「同種業務の実績」については、映像制作業務に係る実績を指しており、予算の範囲内での提案を可としている成果物を活用する独自の提案については、実績を示す必要はない。ただし、過去の実績を援用して提案を行う場合は、当該実績を示すこと。</p>

平成30年度震災復興発信映像制作業務委託に係る質問事項への回答

(平成30年5月15日時点 ※No.11～No.17を更新)

No.	質問事項	回答
8	<p>提案書ヒアリング時の制作物の上映方法について、15分のプレゼンの中で、説明中に上映するなど上映方法と上映時間は各自の判断でよろしいですか？</p>	<p>同種業務の実績に係る制作物の上映時間とタイミングについては、ヒアリング時の参加者による説明時間内(15分以内)であれば、参加者の判断で可。 ただし、プロジェクター及びスクリーン、パソコンについては、本市が用意する。</p>
9	<p>提案書ヒアリング時に上映できる制作物は参加表明において提出済みの(様式第3号)「プロポーザル参加者の同種業務の実績」に記載したのものになりますか？</p>	<p>「同種業務の実績」について、本市に既提出済の様式第3号「プロポーザル参加者の同種業務の実績」に記載したものの以外の実績を提案書に記載並びにヒアリング時に上映する場合は、業務の概要及び契約金額等の確認を行うため、当該実績の契約書及び仕様書等の写しを合わせて準備すること。</p>
10	<p>提案書ヒアリング時に今回の提案書に関連する映像を上映することは可能ですか？</p>	<p>「平成30年度震災復興発信映像制作業務 プロポーザル実施要項」11(8)において、ヒアリングの説明に際しては、提出した提案書のみを使用、ただし、「提案書等作成要領」2(5)に記載するヒアリング時に上映する同種業務の実績に係る制作物に限り認めるとしており、不可。</p>
11	<p>熊本市の復旧・復興に向けた取組みの状況や今後の課題などを構成に盛り込むにあたって、熊本市が受け入れを行ったNPO団体・ボランティア団体、あるいは中学校や高校などの活動を取り上げることが可能でしょうか。</p> <p>可能な場合、熊本市が受け入れを行った団体名やその活動内容などをお教え頂く事は可能でしょうか？</p> <p>またそのようなリストなどは熊本市にございますでしょうか？(可能であればご回答の程、宜しくお願ひ申し上げます。もし権利の都合で現時点でご開示困難な場合は業務委託後ご教授頂けますと幸いです。)</p> <p>資料提供が現時点あるいは業務委託後もご開示困難な場合、取組みを紹介する団体などは委託業者が熊本市と相談し選定・取材などを行うという認識で宜しいでしょうか？</p>	<p>契約締結後、受託業者と本市による協議を踏まえ決定した編集案・構成案に基づき、NPO団体・ボランティア団体等の活動を取り上げることが可能。ただし、本市と対象団体の同意が必要。</p> <p>なお、現時点での、当該団体等に関する情報提供は不可。「提案書等作成要領」3の素材を参考にされたい。 その他の情報については、契約締結後、受託業者と本市による編集案・構成案に係る協議の結果を踏まえ、本市から提供可能な情報を提供する。</p>
12	<p>多言語化の中国語に関しましては、繁体字や簡体字がございますが、どちらかご指定はありますでしょうか？</p>	<p>簡体字とする。</p>

平成30年度震災復興発信映像制作業務委託に係る質問事項への回答

(平成30年5月15日時点 ※No.11～No.17を更新)

No.	質問事項	回答
13	提案書作成要項の2(5)について、こちらを上映する時間は、ヒアリングの説明時間15分には含まれないのでしょうか？	「平成30年度震災復興発信映像制作業務 プロポーザル実施要項」11(7)に記載のとおり、「提案書等作成要領」2(5)に記載する同種業務の実績に係る制作物の上映は、参加者による説明時間内(15分以内)に行うこと。
14	提案書作成等要項の2(5)について、2つの映像実績を上映することは可能でしょうか？ (例えば撮影能力、取材・インタビュー能力、と違う映像でアピールをしたい場合)	可。ただし、上映する同種業務の実績に係る制作物については、提案書において、「提案書等作成要領」に記載する内容を示すとともに、当該実績が、本市に既提出済の様式第3号「プロポーザル参加者の同種業務の実績」に記載したものでない場合は、業務の概要及び契約金額等の確認を行うため、当該実績の契約書及び仕様書等の写しをあわせて準備すること。
15	参加資格通知書の8. その他留意事項、にあります「ヒアリング時に上映する当該制作物は5月23日までに」とは、提案書作成等要項2(5)の映像のことでしょうか？	当該提出物は、事務局で事前の動作確認を行うために依頼しているものであり、「提案書等作成要領」2(5)に記載する、ヒアリング時に上映する同種業務の実績に係る制作物又はその見本・デモ等でも可。
16	仕様書にも「必要と認める素材については提供する」とありますが、地震当時の熊本城上空(ドローン等)などの映像資料はお持ちでしょうか？	契約締結後、受託業者と本市による編集案・構成案に係る協議の結果を踏まえ、本市から提供可能な情報を提供する。
17	提案書等作成要綱の3. その他留意事項の(1)～(5)の制作物を拝見していますが、この中に使用されている写真等は受注後の映像制作において素材提供頂けるものと考えてもよろしいでしょうか？ (基本的に独自取材等を主と考えますが、ご参考までに)	「提案書等作成要領」3に記載する素材については、契約締結後、受託業者と本市による編集案・構成案に係る協議の結果を踏まえ、本業務の履行に必要な範囲において、本市から提供可能な素材を提供する。